

令和3年10月14日

議員各位

管理部 管理課

解散後の議員宿舎の使用について

解散後においては、議員宿舎の使用は、先例により下記のとおりとなっておりますので、御了承願います。

記

議員宿舎の使用は、総選挙の公示日の前日までとなっています。

ただし、引き続き立候補された方につきましては、総選挙の投票日まで使用いただけます。立候補されない方につきましては、公示日から10日以内に退去願います。

なお、投票日の翌日以降は、当選された方を除き、4日以内に退去願います。

解散後の議員宿舎の使用に関するQ & A

問1：解散後は議員宿舎をいつまで使えるのか。

答：先例により、総選挙の公示日の前日まで使用できますが、退去のための猶予期間があります。

退去のための猶予期間は以下の通りとなっております。

＜立候補しない議員＞ 公示日から10日以内【10月28日まで】

＜立候補する議員＞ 総選挙の投票日まで 【10月31日まで】

なお、総選挙において当選されなかった方は、4日以内（11月4日まで）に退去願います。

問2：総選挙後4日以内に退去できない場合、どうすればいいか。

答：4日以内に退去しない場合、新たに当選された議員が速やかに議員宿舎に入居することができなくなります。議員室内の補修やクリーニングなどに日数を要しますので、4日以内の退去をお願いいたします。引越し業者については、宿舎受付にて案内することも可能です。

問3：議員宿舎使用料等の取り扱いはどうなるのか。

答：解散時に支給される期末手当等から議員宿舎使用料及び赤坂議員宿舎駐車場使用料の2カ月分（10月・11月使用分）、青山議員宿舎については光熱水料の3カ月分（9～11月の使用分）を預り金として引き去ります。なお、議員宿舎の部屋の鍵を返却していただいた日が退去日となり、当該日までの日割りで計算した金額を議員宿舎使用料として預り金から徴収いたします。預り金に残額が生じた場合には、会計課にて清算し、返還いたします。

問4：議員専用バスはいつまで運行されるのか。

答：解散日の翌日までとなります。

開会中と同時刻で運行いたします。

（青山議員宿舎発7：25、赤坂議員宿舎発7：35及び8：10）

問5：選挙期間中に議員宿舎に届いた郵便物等を地元や会館に転送してほしい。

答：解散日に赤坂及び青山の各議員宿舎に居住されている議員に配付した資料の中に「解散中における郵便物等の取扱いについて」と題する書類があるので、記入のうえ宿舎受付に提出ください。転送の対象は、書留、速達、ゆうパック、宅配便などとなります。

なお、転送については有料となる場合があります。